

地方分権改革の推進による都市自治の確立等に関する要望

真の地方分権型の新しい行政システムを構築し、国・地方を通じた行財政改革を推進するため、国は、次の事項について積極的かつ適切な措置を講じられたい。

1. 第二期地方分権改革について

(1) 都市自治体が地域における包括的な行政主体として、自立性の高い行財政運営を行うことができるよう、補完性・近接性の原理に基づいて、国・都道府県・市町村の役割分担を明確化し、一定の分野ごとにまとまった事務・権限を移譲するとともに、これに伴う税財源を移譲すること。

また、国による関与、義務付け・枠付けを廃止・縮小するとともに、国の地方支分部局を整理し、国と地方の二重行政を解消すること。

(2) 地方分権改革推進委員会は、地方と十分意見交換を行い、調査審議を進めること。

(3) 地方分権改革推進計画の作成にあたっては、地方の代表者と十分協議すること。また、計画作成後、速やかに「地方分権改革一括法（仮称）」を制定すること。

(4) 地方分権改革の推進こそが国・地方を通じた最大の行財政改革につながることから、国は、地方支分部局の廃止等、遅れている自身の行財政改革を断行すること。

(5) 地方に関わる事項について、政府と地方の代表者等が協議することにより、地方の意見を政府の政策立案と執行に反映するため、「(仮)地方行財政会議」を法律により設置すること。

なお、「国・地方の定期意見交換会」は継続して開催し、地方の意見を改革に反映すること。

(6) 現行の法定受託事務について、地方分権改革の視点から再検討し、自治事務への転換を図るなどの見直しを行うこと。また、法定受託事務はできる限り新設しないこと。さらに、法定受託事務の執行に係る経費については、確実に財源措置を行うこと。

2. 道州制のあり方に関する検討にあたっては、第二期地方分権改革の着実な推進を前提とすること。

市町村合併支援の充実強化等に関する要望

市町村の自主的な合併の推進及び合併市町村における円滑な行政運営と計画的な地域振興等を図るため、国は、次の事項について積極的かつ適切な措置を講じられたい。

1．合併市町村に対する財政措置等について

- (1) 「市町村の合併の特例に関する法律」(旧合併特例法)に基づく合併市町村に対する財政措置については、国と地方の信頼関係を損なうことのないよう確実に実施するなど、市町村における計画的な事業実施ができるようにすること。
- (2) 自主的合併、及び合併後の円滑なまちづくりを円滑に進展することができるよう、適切な財政措置を講じるとともに、合併の効果などを十分に検証するなど、総合的な支援措置を講じること。

2．合併特例債について

- (1) 合併市町村の計画的な振興及び整備を促進するため、合併特例債については、その所要額を確保するとともに、地域の実情に応じた幅広い活用ができるようにするなど、適切な措置を講じること。
- (2) 合併特例債の元利償還金については、普通交付税措置に伴う所要額を確保するとともに、地域の実情に応じた適切な算入を図ること。

防災・災害対策の充実強化等に関する要望

都市自治体においては、大規模災害に即応できる防災対策の一層の充実が求められている。

よって、国は、次の事項について積極的かつ適切な措置を講じられたい。

1. 地震等の災害復興支援について

- (1) 震災等の復興において、税制上の優遇措置を拡充すること。
- (2) 被災自治体から被災者を受け入れた自治体に対し、所要の財政措置を講じるなど、被災者の円滑な受入れのための方策を講じること。
- (3) 被災住宅の再建支援制度の充実を図るため、国による災害共済制度について検討すること。
- (4) 災害に係る復旧・復興及び援助活動などの災害対応のための財政需要の増加、及び被災者に対する減免措置等による減収などを考慮し、特別交付税措置をはじめ万全な財政措置を講じること。
- (5) 単独災害復旧事業の起債に係る交付税算入率を、補助災害復旧事業と同様の算入率とすること。
- (6) 局地激甚災害の指定区域での公立社会教育施設災害復旧事業に対して、激甚災害の場合と同様の助成措置を講じること。
- (7) 迅速な災害復旧工事施工のため、早期の災害査定ができるよう、査定設計書の簡素化等、制度の改正を図ること。
- (8) 公共土木施設災害復旧事業国庫負担法及び農林水産業施設災害復旧事業国庫補助の暫定措置に関する法律による一箇所の工事費限度額（下限）を廃止すること。
- (9) 震災時に介護保険施設等へ避難した要介護高齢者等に対し、避難所の避難者と同様に個人負担が生じないようにすること。
- (10) 大規模地震により大きな影響を受けた農林漁業、観光産業、商工業等の早期復興を図るため、風評被害の防止に努めるとともに、特段の支援措置を講じること。

また、被災した中小企業や自営業者の早期の企業活動の回復を促すための特別な支援措置を講じるとともに、事業活動の縮小や休業を余儀なくされた事業所の雇用維持を図るため、雇用調整助成金の特別措置の適用を行

うこと。

2. 防災・災害対策等の充実強化について

(1) 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策について

「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」に基づく、具体的かつ充実した対策を早期に講じること。日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域に指定された各自治体が策定した、津波・防災対策の計画に基づく事業を積極的に支援すること。

津波観測システムの拡充・強化を図るとともに、各種災害情報を共有するためのネットワークを構築すること。

(2) 避難体制と防災情報伝達について

防災行政無線の再構築及びデジタル化のための財政措置を拡充すること。全国瞬時警報システム（J - A L E R T）について、住民に十分な理解が得られるよう、一層の広報活動を実施すること。

気象庁による地方公共団体への緊急地震速報については、無料とすること。

大規模地震発生後の救援活動の適切な実施のため、防災船着場の整備を促進すること。

(3) 耐震化の推進について

公共施設（社会教育施設、公立学校施設、避難施設・防災拠点施設等）避難路の耐震化に対し、財政措置を拡充すること。

なお、私立保育所の耐震化についても、所要の財政措置を講じること。住宅家屋の耐震診断や耐震改修を推進するため、地域住宅交付金制度の交付金算定率を引き上げること。

3. 消防・救急業務体制の充実強化について

(1) 消防・救急無線のデジタル化のための財政措置を拡充すること。

(2) 消防団員の確保を図るため、消防団協力事業所への税制上の優遇措置を講じること。

(3) 消防団の再編・統合に伴い、退団した多くの幹部団員が早期に叙勲できるよう、適切な措置を講じること。

安全対策の充実強化等に関する要望

市民生活の安全対策の充実・強化等を図るため、国は、次の事項について積極的かつ適切な措置を講じられたい。

- 1．北朝鮮による拉致被害者全員の早期帰国の実現と、拉致の可能性のある行方不明者の全容解明に向け、政府を挙げて最大限の努力を行うこと。
- 2．「毒物及び劇物取締法」等の関係法令を改正し、少年のシンナー等薬物乱用、暴力団による密売等違法な販売に関する取締りを強化するなど、総合的な治安対策の強化を図ること。
- 3．速度超過による事故を防ぐため、市民生活に密接な生活道路における法定速度の見直しを検討すること。

国民保護措置の実施に係る支援の充実強化等に関する要望

都市自治体における国民保護措置の実施のため、国は、次の事項について適切かつ積極的な措置を講じられたい。

- 1．市町村が実施する国民保護のための措置に係る費用については、市町村の負担とされる職員の給与、管理及び行政事務の執行に要する費用等についても、国の責任において必要な財政措置を講じること。
- 2．NBC（核・生物・化学）攻撃による被害想定及びこれに基づく対応策について、国の責任において十分な研究を行い、早期に示すこと。

過疎地域の振興に関する要望

過疎地域の振興を図るため、国は、次の事項について積極的かつ適切な措置を講じられたい。

- 1．過疎地域の振興を図るとともに、限界集落対策を推進するため、平成 22 年度以降における新たな制度を創設し、地域の実情に即した総合的な過疎対策を実施すること。
- 2．市が管理者となっている都道府県道の道路改良等を起債対象とするなど、過疎対策事業債等の適用範囲を拡大すること。

情報化施策の推進と地上デジタルテレビ放送移行への支援に関する要望

すべての国民がICTを活用し、その恩恵を享受できる社会を実現するとともに、2011年の地上デジタルテレビ放送への完全移行を円滑に実施するため、国は、次の事項について、適切かつ積極的な措置を講じられたい。

1．電子自治体の実現に向けた基盤整備やシステム構築及びその運用等について、適切な財政措置を講じるとともに、技術的支援を強化すること。

2．高度情報通信ネットワーク社会の形成を推進し、情報格差を是正するため、民間事業者も含めた情報通信基盤の整備、公共ネットワークや放送・通信事業者等の光ファイバー網など既存施設の有効活用、技術支援、人材育成等について必要な措置を講じること。

特に、中山間地域等の条件不利地域における携帯電話の不感の解消や、CATV、高速ブロードバンド環境などの情報通信基盤の整備等に対する財政措置等を充実すること。

なお、携帯電話の中継基地局の整備に際しては、電磁波が人体に与える影響に関する情報不足や誤解を解消するため、十分な安全率を考慮した人体防護を前提とする電波防護指針に定める数値等に基づき、その安全性について広く周知を図ること。

3．地上デジタルテレビ放送への完全移行に際しては、国及び放送事業者の責任において、難視聴地域や圏外となる地域に対する十分な情報提供及び整備・対応を図ること。

また、難視聴地域等の解消のため、中継局の整備及び共聴施設の整備・改修、さらに維持管理等について、市民や都市自治体に過剰な負担を強いることがないよう支援措置等を講じること。共聴組合を市町村と同様の事業主体として支援措置の対象とすること。

さらに、低所得の高齢者世帯等に対する専用チューナー設置等の措置については、都市自治体と十分な協議を行ったうえで方針を決定すること。

4．市町村合併等によるNTT単位料金区域と市町村区域との不一致を解消するよう見直すこと。その際、料金体系等について住民にデメリットが生じないよう配慮すること。

住民票の写し等の交付手続等の改善に関する要望

本人が住民票の写し等の交付状況を知り得る制度とするなど、住民基本台帳における個人情報保護のさらなる充実を図ること。

戸籍謄本・抄本等の交付手続等の改善に関する要望

戸籍における個人情報の保護のさらなる充実を図るため、本人による戸籍謄本・抄本等の交付請求書の開示請求を認めるなど、本人が交付状況を知り得る制度とすること。

外国人登録制度の改善等に関する要望

在留外国人の負担の軽減を図るため、外国人登録証明書の常時携帯義務の廃止、各種義務年齢の引上げ等、外国人登録制度の抜本的な改善措置を講じること。

また、その見直しにあたっては、多文化共生の理念を推進するため、関係省庁が積極的に議論に参加するとともに、自治体に経費や事務的な負担がかからないような制度とし、登録原票についても電子システム化を図ること。

さらに、就労を目的とする在留外国人の在留期間の更新においては、在留期間中の納税義務履行を条件とすること。

人権擁護の推進に関する要望

人権擁護の推進を図り、住民の基本的人権を護るため、国は、次の事項について積極的かつ適切な措置を講じられたい。

- 1 .人権尊重の理念を啓発し、差別や虐待などの人権侵害から被害者を救済するため、実効性ある人権擁護・人権救済制度を早期に確立すること。
- 2 .インターネット等を利用したプライバシー侵害や人権侵害による被害を防止するため、差別情報の即時削除や再発・未然防止、被害者救済等について、十分な措置を定めた法制度を整備すること。
また、インターネット上での同和地区に関する地名の記載に対して、国の人権擁護機関において迅速に削除要請を行うこと。
- 3 .人権問題に関する国民の正しい理解と認識を深めるとともに、あらゆる差別を撤廃するため、人権教育及び人権啓発の推進に関する法律の趣旨を踏まえ、人権意識の高揚に向けた人権教育及び人権啓発の一層の推進を図ること。

男女共同参画社会の推進等に関する要望

男女共同参画社会を推進するため、男女間の賃金格差の解消、仕事と家庭の両立支援等、及びパートタイム労働指針の周知徹底を図ること。

また、配偶者等からの暴力の防止、被害者の保護及び自立支援等の施策を速やかに実施すること。

市区長選挙におけるビラ（マニフェスト）の頒布枚数の見直しに関する要望

市区長選挙について、法に規定されたビラ（マニフェスト）の頒布枚数では不十分であることから、枚数の上限を見直すこと。

北方領土の返還促進に関する要望

北方領土問題は、我が国における戦後最大の懸案事項であり、北方領土の返還実現は、全国民の多年にわたる悲願である。

よって、国は、一日も早い領土問題の解決と平和条約締結に向けた外交交渉を、国内外世論の喚起に努めながら一層加速化させ、引き続き最大限の努力を行うこと。

統計調査に関する要望

各種統計調査について効率的な実施と活用のため、国は、次の事項について必要かつ十分な措置を講じられたい。

- 1．各省庁間で統計調査の内容を精査し情報の共有を図る等により、統計調査の重複をなくすとともに、地方が統計結果を効率的に活用できるようにすること。
- 2．統計調査員の報酬の増額を図ること。また、調査の民間委託を促進すること。

地籍調査事業の推進等に関する要望

都市自治体においては、地籍調査事業を実施するために大きな財政負担と膨大な事務処理を強いられており、その計画的な推進は極めて困難な状況にある。

よって、国は、地籍調査事業を円滑に推進するため、必要かつ十分な財政措置を講じること。

都市税源の充実強化等に関する要望

都市の自主財源の根幹である都市税源を充実させるため、国は、次の事項の早期実現のため適切な措置を講じられたい。

- 1．地方分権をより一層推進し、地方自治体の自立的かつ効率的な行財政運営を可能とする地方税中心の歳入構造を構築するためには、第二期地方分権改革の中で、国と地方の役割分担を抜本的に見直し、その役割に見合うよう、国・地方間の税源配分を是正することが必要である。

ついては、国税と地方税の税源配分が当面 5 対 5 となるよう国税からの税源移譲により地方税の充実を図ること。また、消費税等の地域偏在性の少ない基幹税を中心とする地方税体系を構築するとともに、地域間の税収偏在の是正を目指すこと。

- 2．個人住民税は、地域社会の費用を住民が広くその能力に応じ負担する税であり、基礎的行政サービスを安定的に支えていくうえで極めて重要な税であることを踏まえ、次の措置を講じること。

(1) 市町村が担うべき基礎的行政サービスを安定的に供給するため、個人住民税の市町村への配分を充実させること。

(2) 個人住民税均等割については、これまでの 1 人当たりの国民所得や地方歳出等の伸びを勘案すると低い水準にとどまっているため、その税率を引き上げること。

(3) 個人住民税における生命保険料控除等については、本来住民税の性格になじまないことから、廃止を含めた見直しを行うとともに、新たな政策的控除は原則として行わないこと。

また、配偶者控除等の人的控除についても課税の公平・中立・簡素等の観点から見直しを行うこと。

(4) 個人住民税の現年課税方式を検討すること。

(5) 個人住民税の公的年金からの特別徴収については、平成 21 年度導入に向け、都市の意見を反映させながら、検討を進めること。

また、これに伴う都市自治体のシステム開発等の財政的負担に

対しては、十分な財政措置を講じること。

- (6)平成 19 年度に実施された税源移譲に伴い設けられた個人住民税における住宅借入金等特別控除や年度間の所得変動に係る経過措置については、国・都道府県・市町村の協力体制を強化し、周知徹底を図ること。

また、年度間の所得変動に係る経過措置により生じる平成 19 年度の個人住民税に係る歳出還付額については全額国費で補てんすること。

3 . 法人住民税の充実確保については、次の措置を講じること。

- (1) 法人所得課税については、都市行政との関わりの大きさ、都市税源としての重要性等を考慮し、法人住民税としての市町村への配分を充実すること。
- (2) 法人住民税均等割の税率を引き上げること。
- (3) 日本銀行については、国庫納付金が所得の算定上損金に算入されているため、国庫納付金の多寡によって法人住民税の税収に大幅な変動を来たすなどの問題があるので、安定した税収入を確保できるよう、これらについて抜本的な見直しを行うこと。

4 . 固定資産税は、地方税の大宗をなしている重要な基幹税目であり、基礎的行政サービスを支えていることから、その安定的確保を図るため、次の措置を講じること。

- (1) 償却資産については、資産の保有と市町村の行政サービスとの受益の関係に着目して課税されるものであり、事業の用に供している限り一定の価値が存することから、現行の評価方法を堅持すること。
- (2) 商業地等にかかる固定資産税の負担水準は、現行の上限 70% は堅持すること。
- (3) 固定資産税等の徴収について、法定納期限等以前に設定された抵当権の優先の規定等により、徴収努力のみでは、非常に困難な事例が多く存在するため、関連する制度の改善を図ること。
- (4) 家屋の評価方法は複雑であり、その事務量が膨大になっている

ことから、家屋評価方法の簡素化・合理化を図ること。

5．定額課税の税率については、相当期間にわたり税率が据え置かれていることから、税負担の均衡等を勘案し、次の措置を講じること。

(1) 軽自動車税の標準税率について、自動車税との負担の均衡を考慮し、その税率格差を是正するため、標準税率を見直すこと。

特に原動機付自転車については、貴重な地方の税収であるにもかかわらず、徴税効率が極めて低水準にとどまっていることから、標準税率、課税方法、課税対象等の課税制度の抜本的な見直しを図ること。

(2) 特別とん税については、港湾施設の整備に要する費用の増大等にかんがみ、税率を引き上げること。

6．ゴルフ場利用税については、ゴルフ場所在都市におけるゴルフ場関連の財政需要に要する貴重な財源であることから、現行制度を堅持すること。

7．事業所税は、都市環境の整備及び改善に充てる貴重な財源であるため、昭和61年度以降据え置かれている資産割の税率の見直し等、その充実を図ること。

8．空港関係市町村における航空機騒音対策事業、周辺整備事業等に要する経費が多額であることから、航空機燃料税の税率を引き上げるとともに、市町村に対する配分を充実すること。

9．地方税における非課税措置、課税標準の特例措置の特別措置については、税負担の公平確保の見地からより一層の整理合理化を図ること。

特に、固定資産税の非課税措置、課税標準の特例措置については、抜本的に是正措置を講じること。

また、地方税収を確保するため、国税における租税特別措置についても見直しを行うこと。

10. 政令指定都市等の税制上の措置については、次の措置を講じること。

(1) 政令指定都市については、国・道府県道の管理その他の事務配分の特例が設けられ、これらの事務を行なっているにも関わらず、所要額が税制上措置されていない状況にあり、地方分権改革のより一層の推進のためにも、事務配分に見合った税制上の特例措置を講じること。

また、中核市及び特例市についても、事務配分の特例等に見合った税制上の特例措置を設けること。

(2) 市立小・中学校等の教職員に係る給与費負担の政令指定都市等への移管に当たっては、学級編制や教職員定数、教職員配置等の包括的な権限を移譲するとともに、所要全額について道府県からの税源移譲により措置をすること。

11. 温暖化対策税制(いわゆる環境税制)の導入に当たっては、環境施策において地方自治体の果たしている役割及び財政負担を十分勘案し、地方税としての導入、国税収入の一部を地方自治体の財源とする等適切な措置を講じること。

12. 課税・徴収体制等の改善については、次の措置を講じること

(1) 地方税の電子申告システムについては、市町村への普及及び安定的運営により、納税者の利便性の向上が図られることが重要である。このため、地方自治体共同のシステム構築及び費用等について、引き続き国及び都道府県の協力体制を維持すること。

(2) 国税庁所管の確定申告、配当・報酬等の資料一覧及び社会保険庁等から提供される公的年金支払報告書については、紙による一覧表で提供されたものを基に、市町村において改めて電算入力を行っている。また、法務省所管の商業登記情報については、閲覧による情報収集を行う等、その処理に多大な労力と費用を費やしている。課税事務の効率化のため、これらのデータ提供については、電磁的記録媒体により行うこと。

(3) 還付加算金の利率については、社会経済情勢を反映した利率に

見合うよう見直しを行うこと。

- (4) 徴収事務については、民間事業者への委託の拡充を含め、さらなる合理化・効率化が図られるよう、必要な措置を講じること。

また、国・都道府県をはじめ関係団体との税務運営上の協力体制を充実すること。

- (5) 割賦販売で自動車を購入する場合、当該販売代金を完済し、所有権移転登録を行わなければならないにもかかわらず、租税滞納者が、所有権移転登録を怠っている場合には、差押登録ができないため、道路運送車両法第 13 条の移転登録を徹底すること。

また、移転登録が徹底されず、移転登録に租税滞納者の協力が得られない場合には、租税債権者による代位登録ができるように法的整備を図ること。

地方交付税の増額に関する要望

都市自治体の果たす役割は、近年の社会情勢の変化や行政ニーズの多様化等により、質的・量的に拡大しており、それに伴い財政需要も急激に増加している。

しかしながら、これまでの地方交付税の大幅削減や累次の国・地方を通じた歳出削減は、都市自治体に厳しい行財政運営を強いることとなり、さらには地域間格差を拡大させ、大きな打撃を与えた。

地方交付税は地方固有の財源であり、標準的な行政サービスを住民に提供できるようその財源を保障するものである。また、地域間の格差是正は、最も効率的で公平な地方交付税によって実現できるものである。

よって、国は、都市自治体の安定的な財政運営が図られるよう、次の事項について積極的かつ適切な措置を講じられたい。

- 1．平成 20 年度の地方交付税については、都市自治体の財政需要を的確に反映し地方財政計画の歳出規模を拡大したうえで、地方交付税総額を増額するとともに、財源保障、財源調整の両機能を強化すること。

また、地方財源不足に対する補てんについては、地方交付税の法定率の引上げで対応すること。

- 2．地方交付税の算定にあたっては、都市自治体の財政需要の実態に即した算定方法の見直しを行うこと。

また、いわゆる新型交付税の算定方法を見直す場合には、都市自治体の多様な行政需要を的確に反映するとともに、財政運営に支障が生じないように、慎重に対応すること。

- 3．頑張る地方応援プログラムの財源については、地方交付税の本旨を見失うことのないよう地方財政計画の歳出総額に加算すること。

また、算定にあたっては、各地方自治体の実情を的確に把握したうえで、制度の趣旨である真の「魅力ある地方」づくりが反映され

るよう適切な算定を行うこと。

4．基準財政収入額の算定における市町村民税の所得割については、算定額と実際の税収に乖離が生じていることから、過大算定となった場合には、安定的な地方財政運営に支障をきたさないよう、適切な財政措置を行うこと。

5．景気対策や政策減税、財政対策等、国が後年度財源措置すると約束した交付税措置は地方交付税を減じることなく確実に履行すること。

6．地方自治体が計画的な行財政運営を行うことができるよう、地方財政の予見可能な中期的な財政ビジョンを策定すること。

また、地方交付税が、国から恩恵的に与えられているものでないことを明確にするため「地方共有税」への組み替えを検討すること。

国庫補助負担金改革に関する要望

国庫補助負担金改革については、真の地方分権を実現していくため、国は、引き続き、「地方改革案」に沿って、国は、事項について積極的な措置を講じられたい。

- 1 . 国から地方への税源移譲に対応する国の財源については、地方分権の理念に沿って、国と地方の役割分担を再整理し、明確化した上で、国が責任をもって負担すべき分野を除き、「地方改革案」を着実に実施し、国庫補助負担金を廃止(一般財源化)することや事務事業を廃止することなど、国の責任によって実施すること。その際、特定地域において講じられている補助制度に係る特例措置については、十分配慮すること。なお、国庫補助負担金の廃止等に伴う税財政措置を講じること。
- 2 . 国に権限と財源を存続させている複数の補助金の統合や交付金化、国の歳出削減を目的とした単なる補助率の引下げや補助対象の縮減など地方への一方的な負担転嫁は、断じて行わないこと。
- 3 . 国の判断で存続している国庫補助負担金は、国の責任において、社会経済の実態に即した補助単価、補助対象等の見直しを行い、都市自治体の財政運営に支障を生じさせることのないよう超過負担の解消や手続きの簡素化を図るとともに、地方分権の理念に沿い、都市自治体の裁量度を高め自主性を大幅に拡大すること。
- 4 . 国庫補助負担金を受けて整備された公共施設を、市町村合併、行政改革や地域の創意工夫により整理・統合した場合は、国庫補助負担金の返還免除及び手続きの簡素化、転用等における用途や相手先について原則として差別的な取扱いをしないように改めるなど、各省庁が統一的に対応し緩和措置を図ること。

地方債の充実・改善等に関する要望

地方債の充実・改善等を図るため、国は、次の事項について積極的かつ適切な措置を講じられたい。

1．生活関連社会資本等の整備を推進するため、所要の地方債総額を確保するとともに、長期・低利の良質な公的資金の安定的確保を図ること。

2．公的資金の繰上償還については、5兆円規模の補償金免除繰上償還等の措置がされたところであるが、依然として公債費は高水準で推移しており、更なる公債費負担の軽減を図るため、繰上償還の期間や枠の拡大などの措置を講ずること。

また、政府資金の借換債を創設すること。

3．起債対象事業、充当率、償還年限等、貸付条件の改善を図ること。

また、各都市自治体の財政運営に支障が生じることのないよう地域再生事業債等個々の自治体の実情に十分配慮した適切な対応を図ること。

4．地方債は協議制になったが、最終協議以降の補助金等の変更に対応できない例も見られることから、柔軟に対応できるよう改善を図ること。

また、協議・同意手続きの一層の簡素化を図ること。

5．地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく政令の制定については、都市自治体の財政運営に支障や混乱が生じないよう十分配慮すること。

また、新たに導入が予定されている「歳出比較分析表」については、都市インフラ整備などの資産に関する項目について加えること。

地方公営企業等金融機構の設立に関する要望

地方公営企業等金融機構法が成立し、公営企業金融公庫の役割と業務については、地方共同法人である地方公営企業等金融機構に承継されることとなった。

地方公営企業等金融機構が公営企業金融公庫と同様に、地方財政制度の一環を担い、安定的な資金調達が可能となるよう、国は、事項について積極的かつ適切な措置を講じられたい。

- 1．公庫機能を承継した組織である地方公営企業等金融機構が、引き続き、同公庫の果たしてきた役割、機能を担うことができるよう配慮すること。
- 2．公営企業金融公庫及び地方公営企業等金融機構の発行する債券の商品性を向上させ、保有者層の多様化を図っていくため、振替国債・振替地方債と同様に、非居住者等に対する利子非課税制度を創設すること。
- 3．地方公営企業等金融機構への出資を目的として地方自治体が発行する地方債については、確実に「出資債」の対象とするなど適切な地方財政措置を講じること。
- 4．公営競技納付金については、公営競技施行団体の過度の負担とならないよう、運用面の改善を図ること。

(株) ゆうちょ銀行における公金収納手数料の見直しに関する要望

郵政民営化により、日本郵政公社が廃止され、10月1日から(株) ゆうちょ銀行に承継されている。

これまで、地方公共団体の公金収納業務の取扱いに係る公金収納手数料については、郵便振替法により一律に定められていたが、日本郵政公社の廃止に伴い、(株) ゆうちょ銀行は、銀行法に基づく銀行となり、郵便振替法も廃止された。

(株) ゆうちょ銀行においては、公正かつ自由な競争を促進するという郵政民営化の基本理念に即した運用に基づき、指定金融機関及び他の収納代理金融機関と同等の公金収納手数料となるよう検討をすること。

介護保険制度に関する要望

介護保険制度の円滑な運営を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 財政運営について

- (1) 介護保険財政の健全な運営のため、都市自治体の個々の実態を考慮しつつ、十分かつ適切な財政措置を講じること。
- (2) 介護給付費負担金については、各保険者に対し給付費の25%を確実に配分し、現行の調整交付金は別枠化すること。
- (3) 財政安定化基金の原資については、国及び都道府県の負担とすること。
- (4) 制度の見直しに伴って生ずる電算システム改修等の経費について、十分な財政措置を講じること。

2. 低所得者対策等について

- (1) 低所得者に対する介護保険料や利用料の軽減策については、国の責任において、財政措置を含め総合的かつ統一的な対策を講じるよう、抜本的な見直しを行うこと。
- (2) 重度心身障害者については、医療系サービスの必要度が高く、介護保険利用者負担が高額になるため、国の負担により減免措置を講じること。

3. 介護サービスの基盤整備について

- (1) 高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画に基づき、介護サービスが適切に提供できるよう、人材の確保、養成を含めた基盤整備について、十分な財政措置を講じること。
- (2) 介護療養型医療施設から介護老人保健施設等への転換を図るにあたっては、都市自治体の実態を考慮し、国の施策として、住民が転換後も引き続き適切なサービスが受けられるよう、必要な支援措置を講じること。

4. 第1号保険料について

第1号保険料について、世帯概念を用いている賦課方法の在り方を含め、より公平な保険料設定となるよう見直しを行うこと。

5．要介護認定について

- (1) 要介護認定事務の効率化を図るため、認定有効期間の在り方を含め認定事務の更なる改善を図ること。
- (2) 指定市町村事務受託法人の設置促進に向けた支援策を講じること。

6．介護報酬について

次期介護報酬の改定にあたっては、保険料の水準に留意しつつ、適切な人材の確保、サービスの質の向上などを図るため、都市自治体の意見を十分踏まえて適切に報酬を設定すること。

7．地域包括支援センター等について

- (1) 地域包括支援センターにおける介護予防支援業務の在り方について、介護報酬等も含め、実態に即した見直しを行うとともに、十分な財政措置を講じること。
- (2) 地域密着型サービスについては、地域の実情に配慮した弾力的な基準とすること。
- (3) 地域支援事業について、十分な財政措置を講じること。

8．被保険者及び受給者の範囲について

被保険者及び受給者の範囲の検討にあたっては、国民の理解が得られるよう目的を明確にした上で、更に議論を重ねること。

9．その他

今後の介護保険制度改革の実施にあたっては、都市自治体と十分協議するとともに、改革の具体化については、速やかに情報提供を行い、十分な準備期間を設けること。

国民健康保険制度等に関する要望

国民健康保険制度等の健全な運営を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 医療保険制度の一本化について

国の責任において、給付の平等、負担の公平を図り、安定的で持続可能な医療保険制度を構築するため、国を保険者とし、すべての国民を対象とする医療保険制度の一本化を図ること。

2. 当面の財政措置の拡充及び制度運営の改善等について

(1) 高額医療費共同事業、保険基盤安定制度及び財政安定化支援事業について、実態を考慮し、国の責任において国保関係予算の所要額を確保すること。

(2) 実効ある医療費適正化対策を推進すること。

(3) 市町村国保に義務付けられる健診・保健指導に係る人件費、電算システム経費等について、地域の実態を踏まえ十分な財政措置を講じるとともに、保健師等の人材が確保できるよう、適切な支援策を講じること。

また、健診・保健指導については、全ての医療保険制度において、公平かつ適切に実施できるよう対策を講じるとともに、市町村国保と被用者保険との連携の仕組みを構築するなど、健診・保健指導の確実な実施のための措置を講じること。

(4) 後期高齢者支援金算定の加算減算指標となる健診実施率等の水準について、地域の実態に即したものとすること。

(5) 国保保険料(税)については、介護保険料に加え、新たな後期高齢者支援金分の負担や被保険者の構成の変化により、保険料収納率の低下を招くおそれがあることから、国保運営の更なる支障が懸念されるので、十分な財政措置を講じること。

(6) 国の責任において保険料(税)の統一的な減免制度を創設し、十分な財政措置を講じること。

(7) 保険料(税)の2割軽減に係る申請方式を廃止すること。

- (8) 保険料(税)の収納率による普通調整交付金の減額算定措置を廃止すること。
- (9) 各種医療費助成制度等市町村単独事業の実施に対する療養給付費負担金及び普通調整交付金の減額算定措置を廃止すること。
- (10) 精神・結核の保険優先化に伴う国保財政の負担増に対する財政措置を講じること。
- (11) 葬祭費に対する財政措置を講じること。
- (12) 被保険者の資格情報等について、被用者保険の保険者が資格喪失の情報を国保保険者に通知するよう制度化すること。
- (13) 資格を喪失した被保険者が受診したことに伴う過誤調整について、被保険者を介さずに保険者間において直接処理出来るよう、関係法令を整備すること。
- (14) 国保及び老人保健医療に係る国庫負担金概算交付金について、財政運営に支障を来すことのないよう、適切な時期に所要額を交付すること。
- (15) 高齢者の現役並み所得者の判定方法について、簡素で合理的な方法に見直すこと。
- (16) 特別調整交付金算定システムの過誤に伴う財政措置について、万全の措置を講じること。

3 . 後期高齢者医療制度について

- (1) 後期高齢者医療制度が円滑に施行されるよう、必要な情報を早急に提供するとともに、十分な財政措置等を講じること。
特に、市町村と広域連合間のオンラインシステムの構築、市町村の電算システムの改修等、電算システム経費に対する十分な財政措置を講じること。
- (2) 健診・保健指導について、地域の実態に即した財政措置を講じること。
- (3) 後期高齢者に係る診療報酬の検討にあたっては、後期高齢者及び家族を含め幅広く意見を聴取し、後期高齢者にふさわしい報酬体系とすること。
- (4) 後期高齢者医療制度の円滑な運営には、国民の理解と協力が不可欠であるため、国においても制度の趣旨や内容について十分な広報を行うこと。
- (5) 住所地特例が適用されない施設入所については、施設等所在市町村の後期高齢者医療広域連合に対する負担金が増大するため、財政措置を講じる

こと。

(6) 葬祭費に対する財政措置を講じること。

少子化対策に関する要望

少子化対策の充実強化を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

- 1．次世代育成支援対策施設整備交付金について、都市自治体や実施団体の意見及び利用者のニーズを踏まえ、地域の実態に即した水準に改善し、その総額を確実に確保すること。
- 2．子どもを安心して生み育てられる経済的な環境づくりを推進するため、事業所が独自に実施している子育て支援手当、保護者の出産育児、16歳以上の子どもの教育資金の借入返済等について税制上の優遇措置を講じ、保護者等の負担の軽減を図ること。
- 3．少子化に関する国民意識を高めるため、更なる啓発活動を行うこと。
- 4．保育対策について
 - (1) 保育所待機児童の解消に係る保育所施設整備等について、地域の実態を十分に踏まえ、財政措置の拡充を図ること。
 - (2) 保育所職員の配置基準を見直すとともに、多様な保育サービスの提供や保育所の適正な運営を確保するための財政措置の拡充を図ること。
 - (3) 保育料については、保護者の負担や地域の実態、税源移譲による所得税と住民税の負担割合の変更等を考慮した上で、保育所徴収金基準額を見直すこと。

また、「保育所徴収金基準額表」に係る3人目以降の保育料の軽減について、対象範囲を拡充するとともに、更なる軽減措置を講じること。
 - (4) 悪質な保育料滞納の解消を図るため、効果的な対策を講じること。
 - (5) 認定子ども園制度については、認定等に係る事務処理等が複雑であるため、その見直しを行うとともに、十分な財政措置を講じること。
- 5．放課後児童対策について

- (1) 「放課後子ども教室推進事業」や「放課後児童健全育成事業」などについては、国の所管及び予算を一本化する等、一体的に推進できる体制・制度に整備するとともに、十分な財政措置を講じること。
 - (2) 「放課後子どもプラン」については、学校・保護者・地域住民の理解、協力を得られるよう、関係部署との調整を図るとともに、積極的な広報・啓発活動を実施すること。
 - (3) 現行の「放課後児童健全育成事業」について、十分な財政措置を講じるとともに、大規模放課後児童クラブ、障害児の受入れ、指導員の配置、補助基準の基準開設日数等について、地域の実情に即した運営が確保されるよう適切な措置を講じるほか、放課後子ども教室との関係を考慮するなど、放課後児童対策の更なる充実を図ること。
また、市町村間の格差解消のため、利用者負担に係る徴収基準額や施設の設置・運営基準を定めること。
 - (4) 放課後児童クラブにおける事故等に対応する傷害保険制度等について検討すること。
- 6．児童扶養手当における所得制限限度額を緩和するとともに、十分な財政措置を講じること。
また、一部支給停止（減額）措置については、幅広く関係者等の意見を聴取し、減額措置を緩和するなど母子家庭の生活実態を十分に踏まえ、慎重に対応すること。
- 7．児童手当の所得制限を撤廃するとともに、給付の充実を図るなど十分な財政措置を講じること。
- 8．児童手当及び児童扶養手当に係る電算システムについては、国において全国統一的なシステムを開発するとともに、都市自治体の負担とならないよう、十分な財政措置を講じること。
- 9．母子家庭等の経済的な自立を促進するため、母子及び寡婦福祉貸付金の原資の増額や貸付条件の緩和を図ること。

10．父子家庭についても、児童扶養手当や「母子及び寡婦福祉貸付金」の対象とすること。

11．児童虐待防止対策について、虐待の再発を防止する観点から加害者に対する更正プログラムを義務付けるよう法整備を行うとともに、都市自治体が行う児童家庭相談に対する財政措置の拡充を図ること。

12．子どもの医療費無料化制度を創設すること。

また、制度創設までの間、各自治体において実施している事業に対し、財政措置を講じること。

13．ひとり親家庭及び寡婦に対する医療費助成制度を創設すること。

14．妊婦健康診査に対し、十分な財政措置を講じること。

保健福祉施策に関する要望

保健福祉施策の充実強化を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1．生活保護制度について

- (1) 生活保護費負担金については、現行の国庫負担率を堅持すること。
- (2) 国の責任において保護基準の明確化を図るとともに、地域の実態に即した級地区分の見直し、実施機関の調査権限の強化など、社会経済状況の変化に適応した制度改正を適切に進めること。
- (3) 自動車保有制限を緩和し、受給者の就労自立に向けた体制を強化すること。
- (4) 高等学校等就学費については、個々の事情を勘案しつつ、私立高校も生業扶助の対象とすること。
- (5) 介護保険施設の個室等については、居住費の負担のない場合など特別な場合を除き、新規の入所者の利用は認められていないが、特別養護老人ホームの大半が個室・ユニット化され、今後、施設入所が困難になることから、個室等の利用等に係る取扱いについて早期に改善すること。
- (6) 民間の賃貸住宅等へ入居する際に、保証人が確保できない場合、民間保証会社に支払う保証料を住宅扶助の対象とすること。

2．福祉制度の改正等に伴う電算システム改修費等について、地域の実態を踏まえ、十分な財政措置を講じること。

また、制度改正の実施にあたっては、速やかに情報提供を行うとともに、十分な準備期間を設けること。

3．保健所の設置について、現在政令で規定されている都市自治体以外においても、当該自治体の意向により設置できるよう制度を改正すること。

4．原子爆弾小頭症患者の生活実態を十分に把握し、被爆者相談事業の拡充強化など実態に即した支援措置を講じること。

- 5．原子爆弾被爆者の原爆症の認定に当たっては、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律の趣旨等を踏まえ、高齢化する被爆者を一日も早く救済するため、原爆症認定訴訟等に係る問題の早期解決を図ること。
- 6．隣保館をはじめとする社会福祉施設の整備及び管理運営について、実情に沿うよう財政措置の充実を図ること。
- 7．社会福祉事業を主たる事業として実施するNPO法人に対して、税法上の特例措置を講じること。

障害者福祉施策に関する要望

障害者福祉施策の充実強化を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1．障害者自立支援法について

- (1) 障害者の自立と社会参加に向けた施策の充実を図るため、自立支援給付及び地域生活支援事業について、自治体間格差を解消するとともに、超過負担が生じないように、地域の実態を踏まえ、十分な財政措置を講じること。
また、サービス利用者の公平性を確保するため、利用者負担等について一層の軽減策を講じること。
- (2) 各種サービスについて、生活実態との乖離や地域格差が生じないように、障害程度区分判定や支給決定基準等について統一的な基準を設けること。
- (3) 障害者デイサービス事業所の地域活動支援センターへの移行を促すため、規模や職員配置に関する補助基準を緩和すること。
- (4) 利用者負担の軽減や事業者に対する激変緩和措置については、今後の実績等を十分に踏まえ、平成21年度以降の対応について検討すること。

2．障害者（児）の多様なニーズに適応した福祉施設の整備について、更なる財政措置の充実を図るとともに、各事業所の安定的な運営が可能となるよう、重度重複障害者の居住が確保できるケアホームの報酬額や、児童デイサービス事業における報酬単価基準等に配慮すること。

3．障害者施策に関する制度変更については、早期に適切な情報を提供し、国民の理解を深めるとともに、地域の意見を踏まえ、計画的に実施すること。

4．精神障害者に係る公共交通運賃及び有料道路料金について、割引制度を設けるとともに、身体障害者及び知的障害者に係る運賃割引等の利用制限の撤廃や利用手続きの簡素化について、関係機関へ要請すること。

また、手帳の種別による福祉サービスの格差を解消すること。

- 5．重度障害者（児）の医療費について、財政措置の拡充を図ること。
- 6．障害者の自立や社会参加を促す所得保障を拡充するとともに、障害者の雇用を促進する企業への優遇措置等を講じること。
- 7．障害児が幼児期から学齢期を一般学校で学び育つことができるよう、地域の実態を踏まえ、適切な支援措置を講じること。
- 8．発達障害者に係る各種支援サービス等の制度化について検討すること。
また、就学前児童における早期発見及び適切な支援のための人員配置等に
係る財政措置を講じること。
- 9．知的障害者更正相談所及び婦人相談所を都市自治体の意向により設置できる
よう、検討すること。

地域医療保健に関する要望

地域医療保健の充実強化を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 医師等の確保対策について

- (1) 医師不足の解消や地域ごと・診療科ごとの医師偏在の是正を図るため、地域における充足状況を早急に調査した上で、都道府県域を越えた需給調整システムや医師派遣体制を構築するとともに、医学部の定員を更に増やす等、医師の絶対数を確保するための特段の措置を講じること。
- (2) 産科・小児科医等の不足が深刻な診療科において、医師の計画的な育成、確保及び定着がなされるよう、実効ある施策及び財政措置の充実を図ること。
- (3) 看護師等の養成・確保を図るため、養成機関の充実や勤務条件の改善等適切な措置を講じるとともに、財政措置等の充実を図ること。
- (4) 医学部入学に際し、実効ある「地域枠」を設けること。また、地域医療を担う医師を養成するための「奨学金制度」や医学部に「専門講座」等を設けるとともに、十分な財政措置を講じること。
- (5) 育児休業後の円滑な職場復帰等、女性医師等が継続して勤務できる体制を整備すること。
- (6) 新医師臨床研修制度等の導入による医師不足の影響や問題点を検証するとともに、制度の改善を図ること。
- (7) 医師等に一定期間の地域医療従事を義務付けることについて検討すること。
- (8) 地域医療の良質かつ均質で継続的な確保ができるよう、過疎地域における医師配置基準の緩和等、医療提供体制の整備を推進するため、財政措置を含めた所要の対策を講じること。

2. 自治体病院について

- (1) 自治体病院をはじめ地域の中核病院の施設整備、及び高度医療化等医療体制の拡充強化について、十分な財政措置を講じること。

- (2) 中核病院機能の確保、緊急医療体制の確保等に資する一般会計からの繰出し、並びに公的医療機関及び規模の縮小・廃止を余儀なくされる病院等に対し、十分な財政支援を講じること。
- (3) 病院事業に係る不良債務解消促進のため、一般会計からの繰出額に対する財政措置を講じるとともに、病院事業債について、補償金免除繰上償還の条件を緩和すること。
- (4) 交付税措置を行う基準である不採算地区病院の基準を緩和するとともに、基準額の拡充を図ること。
- (5) 合併に伴う自治体病院に対する特別交付税の激変緩和措置について、措置経過後においても特別交付税措置を継続すること。
- (6) 自治体病院の医師及び看護師の定員を一般職とは別枠とするよう、集中改革プランに係る定員管理の適正化計画の見直しを図ること。

3．救急医療について

- (1) 小児救急医療体制の整備及び運営等について、財政措置の拡充を図ること。
- (2) 第三次医療機関・救命救急センターにドクターヘリの導入を促進し、救命救急医療体制の充実を図ること。

4．老人保健法改正後に実施する健康増進事業を円滑に実施するため、都市自治体に超過負担が生じないように、十分な財政措置を講じること。

5．住民検診に係る高額医療機器の整備について、財政措置の充実を図ること。

6．高度医療体制整備の一環として、がんの新しい治療法である「重粒子線治療」を行う放射線医学総合研究所の設置を促進すること。

7．予防接種について

- (1) 都市自治体が費用を負担する任意予防接種事業等に対して財政措置を講じるとともに、予防接種に伴う健康被害について、予防接種法による救済の対象とすること。
- (2) 日本脳炎接種の差し控えにより、法定の年齢から外れてしまう者に対し、

旧型のワクチンの確保等十分な経過措置を講じるとともに、接種が再開された際は定期接種として位置づけること。

- 8．保険適用外の不妊治療のうち、人工授精及び既に助成制度のある特定不妊治療を保険適用とすること。
- 9．公共施設等において早急に設置が求められているAED（自動体外式除細動器）について、財政措置を講じること。
- 10．筋萎縮性側索硬化症の患者救済のため、治療薬の早期検証を行うとともに、健康保険適用薬剤としての承認に向け特段の措置を講じること。

国民年金に関する要望

国民年金の円滑な運営を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1．年金記録漏れ問題について

- (1) 国民に負担を与えている年金記録漏れ問題について、不安の解消を図り、信頼を取り戻すため、国民や都市自治体に対し、十分な説明と情報提供等を行うとともに、「年金記録に対する信頼の回復と新たな年金記録管理体制の確立について」により示された対応策を着実に実行するなど、早急に適切な対応を行うこと。
- (2) 年金記録漏れ問題等への対策を実施するにあたり、都市自治体の協力が必要となる場合には、適切な財政措置を講じるとともに、事前に自治体と十分な協議を行うこと。

2．将来に向けて持続可能な年金制度を構築するため、その在り方について、最低保障年金を含め国民的な議論を行い、適切な見直しを行うこと。

3．定住外国人無年金者に対し、国の責任において一定の救済措置を講じること。

4．中国残留邦人等の日本不在時に被保険者期間とみなされた期間に係る保険料を全額国の負担とすること。

5．国民年金事務費交付金について、超過負担が生じないよう適正に交付すること。

6．未支給年金を請求できる遺族の範囲を拡大すること。

7．法定受託事務である年金裁定請求事務を国に移管することについて、検討すること。

水道事業に関する要望

安全、安心な水道水の供給及び公営企業財政の健全化を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

- 1．安全で安定した水道水の供給を図るため、上水道における老朽化した水道施設の再構築事業並びに施設の耐震化及び安全強化について、財政措置の拡充を図ること。
- 2．簡易水道事業の統合促進を目的とした補助採択要件の見直しについて、地域の実情に応じた要件緩和を図るなど、必要な措置を講じること。
- 3．ほう素等を除去する温泉排水処理機の技術開発等について、財政措置を講じること。
- 4．計量法における水道メーターの検定有効期間について、延長を図ること。

雇用就業対策の推進に関する要望

雇用就業対策の推進を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

- 1．中高年齢者、障害者等の就職困難者について、就業対策を積極的に進めること。
- 2．若年層の安定的雇用を確保するため、正規雇用の促進に向けた支援措置を充実すること。
- 3．青年・中高年の精神障害、自殺等を引き起こす要因となっているストレスに対応するため、労働安全衛生法による定期健康診断において、「ストレス診断」を行えるよう検討すること。
- 4．勤労者の生活の充実と活力ある職場づくりのため、勤労者福祉サービスセンターの将来にわたる円滑な運営を可能とするため、財政措置を講じること。

廃棄物対策に関する要望

廃棄物対策の充実強化を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 総合的な廃棄物政策について

- (1) 将来に向けたリサイクル諸制度の見直しに当たっては、循環型社会の構築と拡大生産者責任の徹底の視点を踏まえ、事業者、消費者及び地方公共団体の各々の責任と適正な負担を更に明確にすること。
- (2) 多様な廃棄物に対し、効率的で低コストのリサイクル技術の開発を図るとともに、リサイクル製品の流通体制の確立と需要の拡大を含めた総合的な廃棄物再生利用対策を推進すること。
- (3) 不法投棄対策に係る費用について、更なる財政措置を講じること。
- (4) 古布のリサイクルシステムの構築を図ること。
- (5) 産業廃棄物処理事業者の操業停止等に伴う、廃棄物の放置等に対応するため、当該廃棄物を処理するための基金や保険等の創設について検討すること。

2. 廃棄物処理施設等について

- (1) 循環型社会形成推進交付金制度について、廃棄物処理施設の基幹的改良やごみ固形燃料製造施設の運営等に対する支援措置を拡充するとともに、熱回収施設を有効に利用する施設についても「余熱活用施設」として交付対象とすること。

また、合併後のごみ処理体制への円滑な移行を図るため、施設の用途変更に伴う改築等について、財政措置を講じること。

- (2) 廃棄物処理施設の解体撤去工事費について、跡地が廃棄物処理施設以外に利用される場合や事業主体が替わった場合などに対しても、更なる財政措置を講じること。

3．家電リサイクル法について

- (1) リサイクル費用については、製品購入時に支払う「前払い制」の仕組みに改めるとともに、消費者が預託するリサイクル費用を事業者が適正に管理運用できる仕組みを構築すること。
- (2) 液晶テレビ、プラズマテレビ等、普及が著しい家電製品を対象品目に加えること。
- (3) 不法投棄された廃家電製品に係る処理等については、拡大生産者責任に基づき、事業者撤去、運搬、処理等を義務付けること。
- (4) 指定引取場所の区分の廃止など、排出者等の利便性に配慮し、適正排出が促進される制度に見直すこと。

4．容器包装リサイクル法について

- (1) 拡大生産者責任の原則に基づき、事業者責任の強化・明確化を図るとともに、事業者と自治体との適切な役割分担、費用負担の制度化を更に推進していくこと。
- (2) 容器包装リサイクル法の改正に伴う附帯決議等を踏まえ、レジ袋の有料化に伴う収益を環境対策等に充当する制度を確立すること。
- (3) 飲料用容器等のデポジット制の更なる普及を図るとともに、リサイクルの対象となる容器包装の範囲を消費者に分かりやすくすることはもとより、製品の設計段階から容器包装の軽量化やリサイクルに配慮した仕様を製造事業者義務付けるなど、今後とも継続した見直しを図ること。
- (4) 事業者から市町村への資金拠出制度の運用に関しては、容器包装リサイクル協会が定めている「引取品質ガイドライン基準」の範囲内で、特定分別基準適合物の品質に係る市町村の寄与度を評価すること。

生活環境等の保全・整備に関する要望

地域社会における快適で安全な生活環境づくりを推進するため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1．地球温暖化防止対策について

- (1) 「京都議定書」の温室効果ガスの削減目標達成に向けて、CO₂を排出する企業等を対象とした環境税等の導入を含めた誘導・規制措置を講じるとともに、事業者等に対する支援措置の拡充を図ること。
- (2) 都市自治体が地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく地球温暖化対策地域推進計画を策定する際に必要となる、エネルギー消費量の把握が容易となるよう、必要な措置を講じること。

2．浄化槽設置整備事業等について

- (1) 浄化槽設置整備事業について、財政措置の拡充を図ること。
- (2) 住宅団地等における老朽化した大型浄化槽の改築等を促進するため、財政措置の拡充を図ること。
- (3) 合併処理浄化槽の維持管理等について、財政措置を講じること。
- (4) 浄化槽法に基づく定期水質検査受検率を向上させるため、強力な普及啓発を実施すること。

3．地域における環境保全活動の推進について、財政措置の拡充を図ること。

4．魚介類に含まれる農薬等の残留基準値について、食品衛生法のポジティブリスト制度の施行により、一部を除き一律の基準が適用されているが、地域経済に及ぼす影響の大きさに鑑み、食の安全の確保を考慮しつつ、基準値の在り方を再検証の上、より適正な措置を講じること。

5．火葬場等の施設整備事業について、都市自治体の現状を考慮しつつ、円滑な執行が確保されるよう、十分な財政措置を講じること。

6 . ペット霊園及びペット火葬施設等動物霊園事業について、当該事業に係る施設の設置等に関する法令等の整備を図ること。

アスベスト対策等に関する要望

アスベストや健康に影響を及ぼす恐れのある汚染物質等の発生抑制のため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. アスベスト対策について

- (1) アスベストに起因すると考えられる健康被害を受ける全ての住民を対象に、継続的な健診体制等を確立すること。また、定期的な検査等による経過観察に要する費用について財政措置を講じること。
- (2) 公共施設や民間建築物等について、アスベスト調査、除去等に対する財政措置の拡充を図ること。特に民間建築物については、アスベスト改修が滞っている現状にあるので、一層の支援策を講じること。

2. 土壌汚染に係る浄化措置等を促進するため、小規模事業者への財政措置を講じること。

公立学校施設等の整備に関する要望

公立学校施設等の整備を推進するため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1．公立学校施設等の耐震診断及び耐震補強事業等について、財政措置の拡充を図ること。

特に、耐震補強事業に係る補助単価については、地域の実態に即した見直しを行うこと。

2．地震防災対策特別措置法により実施されている地震対策事業については、公立学校施設の耐震化を計画的かつ安定的に推進するため、財政措置を延長するとともに、地域の実態を踏まえ、対象事業を拡充すること。

3．公立学校施設等について、新增築・改築事業を計画的に推進できるよう、財政措置の充実を図ること。

また、改築事業に係る採択基準の緩和を図ること。

4．国有学校用地の利用について、無償譲渡又は無償貸付とし、改築承諾料の徴収を廃止すること。

5．学校施設を有効に活用できるよう、「公立学校施設整備費補助金等に係る財産処分の承認等について(通知)」等に定められている国庫納付返還金に係る諸規定を都市自治体の実態に合うよう見直しを行うこと。

義務教育施策等に関する要望

義務教育施策等の充実を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 分権型教育の推進について

- (1) 公立小中学校教職員の人事権については、広域単位で人事配置を行える仕組みを構築するとともに、中核市をはじめとする都市自治体に所要の税財源措置と併せて移譲すること。
- (2) 都市自治体が地域の教育ニーズに応じた独自の教育施策を展開することができるよう、学級編制権及び教職員定数決定権等を所要の税財源措置と併せて、都市自治体に移譲すること。
また、公立小中学校における教育環境整備に対する財政措置を充実すること。
- (3) 教育委員会の設置について、選択制を導入すること。

2. 教職員配置等の充実について

- (1) 地域に応じた少人数学級の推進を図るため、教職員配置の充実を図るなど、都市自治体が独自の取組に対応できるよう、法改正等により学級編制及び教職員定数の標準を見直すこと。
- (2) 帰国、入国児童・生徒が多数在籍する学校への教職員配置等を充実すること。
- (3) 専任の司書教諭の全校配置等、学校図書館における人的配置の充実を図るとともに、適切な財政措置を講じること。
- (4) 学校栄養教諭の配置を促進すること。
- (5) スクールカウンセラーを養成するとともに、絶対数が不足している学校へ効果的に配置できるよう配慮すること。
- (6) いじめ、不登校の解消や、外国人児童生徒へ適切に対応するため、子どもや保護者への教育相談や適応指導教育に対する支援措置を講じること。
- (7) 生徒指導等に配慮を要する学校への養護教諭の複数配置を促進すること。
- (8) 指導主事を適正に配置できるよう、財政措置を講じること。

3. 障害児等の学習環境の充実について

- (1) 普通学級に在籍する障害児や、LD（学習障害）、ADHD（注意欠陥・多動性障害）等の児童・生徒に対する教職員等を適正に配置できるよう、十分な財政措置を講じるなど、特別支援教育の充実を図ること。
- (2) 特別支援学級における児童・生徒の定数の見直しを行うこと。
- (3) 入退院を繰り返す児童・生徒に配慮し、院内学級について、入学手続きの簡素化を図ること。
- (4) 障害者に対する正しい理解を深めるための啓発活動へ支援を行うこと。

4. 小中学校の適正な規模・配置について、その方向性を明確に示すとともに、その課題解決に向けた検討を行っている都市自治体に対し、支援措置を講じること。

5. 小中一貫教育を推進するため、義務教育学校設置に係る法令等の諸整備を早期に行うこと。

6. 放課後子どもプランについて

- (1) 「放課後子ども教室推進事業」や「放課後児童健全育成事業」などについては、国の所管及び予算を一本化する等、一体的に推進できる体制・制度に整備するとともに、十分な財政措置を講じること。
- (2) 学校・保護者・地域住民の理解、協力を得られるよう、関係部署との調整を図るとともに、積極的な広報・啓発活動を実施すること。

7. 国と郷土を愛する心を培うとともに、地域の文化・伝統を重んじる視点に立って、住民に身近な自治体が主体となるふるさと教育を継続的に行えるようにすること。

8. 幼稚園を指定管理者制度等の対象とすること。

9. 幼稚園就園奨励に係る財政措置の充実を図ること。

- 10 . 認定子ども園制度については、認定等に係る事務処理等が複雑であるため、その見直しを行うとともに、十分な財政措置を講じること。
- 11 . 国立大学の地域における役割、機能の重要性を踏まえ、大学運営に支障が生じることがないように、十分な財政措置を講じること。
- 12 . 地方文化の振興を図るため、史跡、埋蔵文化財等の保存・整備等について、財政措置の充実を図ること。
- 13 . シュノーケルによる水難事故を防止するため、講習会を実施するなど、危険防止のための適切な措置を講じること。

まちづくり等に関する要望

まちづくり等の推進を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1．魅力ある都市づくりを実現するため、都市自治体が自主的・主体的な取り組みができるよう、都市計画法の権限を都市に移譲すること。

2．中心市街地の活性化を支える多様な支援施策の拡充等

(1) 多様な都市機能の集積による中心市街地の活性化を図るため、業務機能の集積に関する支援制度の創設及び一定の中心市街地周辺区域を含めた街なか居住推進に係る支援措置の拡充を図ること。

(2) 道路空間の柔軟な利活用による街の賑わいや快適な歩行空間の創出、公共交通による中心市街地へのアクセス強化など、多様な都市交通施策の推進を図るため、次の措置を講じること。

公民協働による協議会等組織が主体的に行う計画・整備等について、多様な分野における支援制度の一体的活用、財政支援措置の拡充など、国による総合的な支援体制を確立すること。

一定の民間建築物の歩行者通過空間について、地域の実情に即した効率的かつ魅力的な歩行者空間整備を推進するため、道路に準じた公的位置付け等が可能となる制度を構築すること。

3．土地区画整理事業等、市街地開発事業を促進するため、必要な財政支援措置の拡充及び税制上の優遇措置を講じること。

4．街路事業を着実に推進するため、財政措置の充実を図るとともに、事業期間の延伸等について弾力的な対応を行うこと。

また、連続立体交差事業及び関連するまちづくり事業に対して、財政支援措置の拡充を図るとともに、関係者間における負担区分等の明確化等、必要な措置を講じること。

5．全国の都市再生を実現するため、各種プロジェクト、まちづくり事

業の推進に必要な支援措置を講じること。

6．良好な景観形成への取組みを総合的かつ体系的に推進するため、違反広告物の簡易除却手続きの簡素化、景観行政団体が取り組む施策に対する継続的な財政支援措置を講じること。

7．国から譲渡された法定外公共物の維持管理費について、財政支援措置を講じること。

下水道の整備促進に関する要望

基幹的な生活環境施設として極めて重要な下水道の整備を効率的・効果的に促進するため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

- 1．下水道事業の計画的な整備を促進し、浸水対策、地震対策、合流式下水道の改善等を図るために必要な財政措置を充実し、所要の予算額を確保すること。
- 2．下水道事業における市町村合併支援措置について、その期限を延長すること。
- 3．下水道事業債について、政府資金等良質な資金を確保するとともに、償還の負担軽減対策など一層の充実を図ること。

公共事業用地の確保に関する要望

公共事業を円滑に推進するため、公共事業用地の確保に関し、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

- 1．公共事業用地及び代替地取得を円滑に推進するため、譲渡所得に対する特別控除額の引上げや用地取得が2年以上にわたって行われる場合の特別控除の通算適用等、税制上の優遇措置を拡大すること。
- 2．市町村等の公共事業用地先行取得に係る農地取得制限の緩和を図ること。
- 3．土地開発公社の経営健全化にむけて支援を充実すること。

都市公園の整備促進等に関する要望

緑と潤いある安全で良好な生活環境を形成する都市公園等の整備を促進するため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1．都市公園の整備を着実に推進するため、都市公園事業、緑地環境整備総合支援事業に対し、十分な財政支援措置を講じること。

また、地域の要請を踏まえ、積極的に国営公園の選定を行うこと。

2．都市における緑地保全を図るため、近郊緑地特別保全地区、歴史的風土特別保存地区の指定について、都市自治体の意向を踏まえ適切な措置を講じること。

また、都市緑地法による緑地の公有化に対し必要な措置を講じるとともに、都市自治体が土地買入れ等を行うに当たっては、土地所有者への税制上の優遇措置を講じること。

雪寒地帯の振興に関する要望

雪寒地帯の振興のため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

- 1．雪寒地帯における住民生活の安全確保と市町村の行財政安定のため、市町村道の除雪費に対する安定的な財政措置を講じること。
- 2．降雪期における安全で円滑な冬期交通を確保するため、雪寒指定路線の指定基準を緩和し定期的な指定の認定を実施するとともに、消融雪施設の整備・更新や除雪機械整備事業等に対する支援措置を拡充すること。
また、消融雪施設普及に伴う水不足に対処するため、河川水利用に係る水利権の許可については弾力的に対応すること。
- 3．自然エネルギー等の活用による新たな消融雪施設の研究開発を推進すること。また、安価で効率的な小型除排雪機器の開発を推進すること。

道路の整備促進に関する要望

都市生活を支える重要な基盤施設である道路の整備を促進するため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1．立ち遅れている地方の道路整備を促進するため、暫定税率を含めた現行制度を維持し、受益者負担という道路特定財源制度の趣旨に鑑み一般財源化することなく、必要な道路整備財源を十分に確保するとともに、地方への配分割合を引き上げること。

また、中期的な道路整備計画の策定にあたっては、地方のニーズを踏まえ、地方が真に必要とする道路が計画的かつ確実に整備できるよう適切に策定すること。

2．幹線道路網等の整備について

(1) 円滑な交通体系の確立を図るため、高規格幹線道路、地域高規格道路、一般国道、地方道等の道路網の整備にあたっては、地域の実情等を十分勘案するとともに、必要な財政措置を講じ、早期に完成させること。

(2) 新直轄方式の高速道路の整備にあたっては、地域の実情等を十分に勘案し早期着手を図るとともに、抜本的見直し区間の整備に着手すること。

(3) インターチェンジ及びインターチェンジへのアクセス道路の整備促進を図ること。

(4) 地域間の交流・連携を図る市町村合併支援道路やトンネル、橋梁等の整備を推進すること。

3．主要幹線道路について、踏切対策、道路の拡幅、パークアンドライド等の各種渋滞対策を促進すること。

4．道路・橋梁等の道路ストックの延命化・長寿命化を図るための適時適切な修繕等による効率的な維持管理施策を推進するために必要な財政措置の充実強化を図るとともに、整備に伴う専門的・技術的支援制

度を設けること。

- 5．道路の整備にあたっては、環境に十分配慮するとともに、地域住民の意向等に考慮すること。
- 6．交通信号機や歩道等の整備促進等の交通安全対策を促進すること。
また、交通信号機の設置手続きについては、道路管理者の関与を可能とするなど弾力的な措置を講じること。
- 7．道路の無電柱化を促進するため、必要な財政措置を講じるとともに、対象の拡大等の制度の充実を図ること。
- 8．指定道路台帳の整備事業に対する支援措置を拡充し、適切且つ十分な財政措置を講じること。

運輸・交通施策に関する要望

運輸・交通施策の更なる推進及び地域の振興を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1．新幹線の整備について

整備新幹線の建設を促進するため、建設財源を安定的に確保し、その早期完成を目指すとともに、未着工区間については、所要の進め、早期の着工及び事業化を推進すること。また、建設に伴う地域負担に対する財政支援措置の充実強化を図ること。

2．鉄道の整備促進等について

- (1) 主要幹線鉄道、都市鉄道及び地方鉄道等の高速化、複線化、路線延長及び鉄道新線建設、新駅設置、抜本的改良等の整備促進に必要な財政支援措置を講じること。
- (2) 厳しい経営状況にある地方中小鉄道の安全性向上関連設備等の近代化設備の整備に要した費用を補助する制度を継続し、拡充を図ること。
- (3) 鉄道の運行により生ずる経常損失に対し、赤字を補填する支援制度の創設を図ること。
- (4) 市町村が鉄道事業者と費用負担して実施する鉄道関連施設整備について、市町村が過度な負担を強いられないことがないよう、それぞれの負担区分等を明確化する等の必要な措置を講じること。

3．リニアモーターカー、軌間可変電車（フリーゲージトレイン）の技術開発を促進するとともに、早期実現化を図ること。

4．高齢者、身体障害者等の移動の円滑化（バリアフリー化）について

- (1) 公共交通事業者等が行うバリアフリー化整備事業に必要な支援措置を講じること。
- (2) バリアフリー新法の対象となる特定旅客施設の要件となっている「一日あたりの利用者数」の基準を引き下げること。

(3) 高齢者や障害者等の利用実態により対象とする施設についても、特定旅客施設と同様の措置を講じ、事業実施の目標時期を明確化すること。

5 . 「自転車法」を改正し、鉄道事業者に駅周辺への自転車等駐車場の設置を義務づけること。

また、駐輪場設置のため道路管理者等へ有償で貸与している鉄道用地を無償貸与とする等の適切な措置を講じること。

6 . 空港の整備促進について

(1) 空港や路線の整備を促進するため、必要な措置を講じること。

(2) 国際空港との乗り入れ等により地方空港の就航便を確保すること。

(3) 乗り継ぎ便の運賃割引制度の創設に対する支援措置を講じること。

(4) 空港施設及び周辺地域の総合的な整備を促進し、空港を活用した地域振興策を積極的に推進すること。

7 . 離島航路の運航等に対する財政支援措置を強化すること。

また、離島航路整備法に基づく欠損額の補助の対象となっていない指定区間の生活航路についても補助の対象とすること。

8 . 国民生活の安全安心を守るため、沿岸警備・海上保安体制を強化すること。

9 . 水上バイクによる死亡・傷害事故が多発していることから、違反行為を厳格に取り締まるよう執行体制の強化を図ること。

10 . 放置自動車対策について

(1) 自治体等が放置自動車を短期間で適切に撤去・処分等が可能となる法制度を創設すること。

(2) 市町村が行う路上放棄車の処理に対する路上放棄車処理協力会の寄付について、車両の移動・保管・開錠に要する経費まで対象の拡大を図るよう国から指導すること。

(3) 自動車リサイクル法に基づく特定再資源化預託金については、放置自動車の処理（移動・保管・開錠の費用も含む）費用、放置自動車発生の未然防止対策に要した費用に対する助成等、用途について柔軟に考え、市町村を対象とした多様な支援制度を創設すること。

生活交通維持対策に関する要望

生活交通を確保し、地域交通ネットワークを維持するため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1．地域住民の生活に不可欠な移動手段を確保し、小規模な自治体でも安心して日常生活、社会生活が送れるよう、地域の関係者が一体となって、真に地域が必要とする地域公共交通を充実するために必要な財政支援措置を講じること。

特に、生活バス路線維持に関する補助制度を充実し、必要な予算額を確保すること。

2．過疎地等の地域住民の移動手段を確保するため、自家用自動車による有償運送制度について、地域の実情に応じた柔軟な対応を可能とする仕組みとするとともに、初期投資を含め必要な財政支援措置を講じること。

3．並行在来線の安定的な経営確保にあたり、初期投資を含め必要な財政措置を講じること。

また、収益性の低い区間のみ分離するなど、並行在来線の自立的な経営が成り立たない不利な条件を地方に求めないこと。

港湾・海岸に関する要望

国民生活・産業活動を支える重要な社会資本である港湾・海岸保全等の整備促進を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

- 1 . 国際競争力の強化や物流の高度化、地域経済の再生を支援するため、国際港湾の機能強化、多目的国際ターミナル、大深度岸壁、航路の整備等の総合的な物流基盤施設整備及び国際物流をシームレスにしてい くための支援策の推進を図ること。
また、国際複合一貫輸送等に対応した鉄道貨物ターミナル及び臨港 道路の整備等を促進するとともに、モーダルシフト化を推進すること。
- 2 . 津波、台風、高潮及び大規模地震等からの被害を軽減するために、 港湾・海岸におけるハード・ソフト一体となった総合的な防災・減災 対策を強化・促進すること。
また、港湾に整備する基幹的広域防災拠点とは、その広域性と発災時 の円滑な機能転換等を考慮し、国直轄で維持管理を行うこと。
- 3 . 港湾・海辺の資産を活用した交流空間の整備等による観光の振興や 個性を活かした地域の発展に資するため、「みなとまちづくり」等の振 興施策の推進・拡充を図ること。
- 4 . 民間施設を含めた既存港湾ストックの有効活用を図るため、官民一 体の取組みを推進すること。
また、老朽化した既存港湾施設を有効活用するため、維持補修にか かる財政上の支援措置を充実すること。
- 5 . 港湾の保安対策を推進するため、財政支援の拡充を図ること。
- 6 . 自然と共生した社会の構築を図るため、自然共生型の事業を推進す るとともに、閉鎖性水域の環境の改善対策を推進すること。

- 7 . 海面処分場を確保するため、廃棄物埋立護岸の整備を促進すること。
- 8 . 浸食が進んでいる海岸について、浸食対策施設の整備を促進すること。
- 9 . 海岸へ漂着する廃棄物の対策について
 - (1) 海岸に漂着する廃棄物の処理は市町村が行っていることから、市町村が負担する処理経費に対する財政支援制度を実態に即したものとし、十分な財政措置を講じること。

また、海岸ごみ等の処理体制を確立すること。
 - (2) 日本の海岸に漂着する廃棄物の多くは、日本周辺の沿岸諸国及び海上船舶からの不法投棄が原因と考えられることから、国が責任を持って不法投棄防止対策や処理費用の応分負担について周辺諸国と協議及び適正処理について協力要請を行うこと。
 - (3) 漂流・漂着ごみは国外からのみならず国内からも発生していることから、発生源の調査を行い、責任の所在を明確にする等、県域を超えた対策を講じること。
 - (4) 海上保安庁等の専用船舶による不法投棄の監視活動の強化と漂流ごみの海上回収を行う等、漂着前対策を強力的に推進すること。

治水事業等の推進に関する要望

国土の保全と水資源の供給、河川環境の保全等を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

- 1．ダム建設事業、放水路建設事業、河川改修事業、堤防強化対策事業、浸水被害対策事業等、河川の上流から下流までの総合的な治水対策事業の着実な推進を図るため、十分な財政支援措置を講じること。
また、市が管理する準用河川における助成措置の拡充を図ること。
- 2．急傾斜地崩壊対策事業等の着実な整備促進を図るため、必要な財政措置を講じること。
また、水害・土砂災害警戒区域における対象住民に対する支援措置を更に拡充すること。
- 3．水需要に合わせた水利使用調整など水利権の弾力的運用を促進すること。
- 4．河川のごみ等が増水により下流域や海へ流出しないよう対策を講じるとともに、ごみ処理が地元自治体の負担とならないよう適切に対応すること。

住宅施策に関する要望

良好な住宅の供給及び管理体制の整備等を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

- 1．老朽化及び管理放棄された住宅等について、住民の安全を守る観点などから、自治体等が弾力的に対応できるよう、法整備や財政支援措置を講じること。

- 2．構造計算書偽装問題とその対応について
 - (1) 指定確認検査機関制度について、国、地方公共団体、指定確認検査機関、事業者等の各主体の役割と責任、費用負担のあり方を明確にするよう制度の見直しを行うこと。
 - (2) 倒壊危険のある建物の居住者や周辺住民の被害を救済するための法整備を行うこと。
また、自治体の公金支出の法的根拠を明確にすること。

- 3．耐震診断及び耐震改修を促進するため、支援措置の拡充及び地方負担分について必要な財政措置を講じるとともに、耐震化促進に関し十分な啓発を行うこと。

観光に関する要望

観光は関連する産業のすそ野が広く、地域経済への波及効果の大きい分野であることから、地域の観光産業の振興を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

- 1．観光立国に向けた振興施策の強化を図るとともに、観光振興策に対する支援及び財政措置を講じること。
- 2．観光立国の実現に向けた観光関連諸施策を一元的かつ効果的に推進するため、「観光庁」を設置すること。
- 3．広域的な観光圏の形成を推進するため、観光客が移動しやすい低廉な運賃設定や、交通と宿泊のセット商品など利便性の高い商品開発ができるよう施策を講じること。
- 4．地方交付税の算定にあたっては、観光都市の特殊な事情を踏まえ、住民のみならず観光客などの滞在人口の行政需要も反映すること。

農林水産業の振興に関する要望

農林水産業の持続的発展と長期的な安定を図るため、国は、地域の事情を勘案しつつ、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

- 1．米価の下落により厳しい影響を受けている集落営農組織、認定農業者、担い手農家等の経営安定を図るため、無利子の緊急資金貸付制度等の支援を講じるなど米政策を強力に推進すること。
- 2．飼料価格高騰対策について
 - (1) 配合飼料価格安定対策事業において交付する補填金は、実態にあった算出の仕組みとするよう制度の見直しを行うこと。
また、飼料用稲の需給を高めるための対策を講じること。
 - (2) 粕類等を原料とした低価格飼料の開発を推進すること。
- 3．品目横断的経営安定対策の推進にあたっては、多様な形態の農家が取組むことができるよう、面積要件の緩和を図ること。
また、対象品目については、地域の実情に応じた農作物を加えることができるよう要件の緩和を図ること。
- 4．米の生産調整を確実に実施するため、生産調整に参加する農家に対しては十分な支援を行うとともに、生産調整による転作として加工用米の作付けを拡大するため、米を原料としたバイオエタノール燃料の製造・利用促進に向けた取組みを推進すること。
- 5．担い手・新たな就農者を確保するため、技術指導、経営資金融資、農地の集積など経営安定に資する事業の充実を図り農家の所得を確保すること。
- 6．WTO農業交渉及びFTA農業交渉にあたっては、非貿易的関心事項への配慮など、日本提案の実現を目指す従来の基本方針を堅持するとともに、上限関税設定の導入の阻止、重要品目の数の十分な確保な

ど適切な国境措置を確保すること。

7．日豪EPA・FTA交渉にあたっては、米、麦、牛肉、乳製品、砂糖など我が国の重要品目である農産物について、関税撤廃の対象から除外または再協議の対象となるよう粘り強く交渉すること。

8．牛海綿状脳症（BSE）対策については、発生防止策並びに安全確保を継続すること。

また、20ヶ月齢以下の牛を対象として自治体を実施するBSEスクリーニング自主検査については、平成20年8月以降も支援の継続を図ること。

9．乳価の下落など厳しい経営状況にある酪農業に対して、積極的な経営安定対策を推進すること。

10．家畜排せつ物処理施設の整備のため、平成20年度以降も必要な財政措置を講じること。

11．農業振興地域の指定に係る専門的知識・技術を市が備えている場合は、都道府県から市へ指定の権限を移譲すること。

また、農用地区域の指定・変更にあたっては、都道府県の同意を不要とするなど必要な措置を講じること。

12．生産緑地法に基づく生産緑地の買取り申し出に対して柔軟な対応が可能となるよう、買取りの申し出から制限の解除までの期間を延長するなど必要な措置を講じること。

また、市民農園等に相続が発生した場合には、相続税納税猶予など税制上の優遇措置を講じること。

13．農地・水・環境保全向上対策については、地方財政措置の更なる拡充を図ること。また、本対策の取組みが一層促進されるよう農用地区域以外の農地の対象化・活動対象施設の拡大化・事務の簡素化を図る

など適切な措置を講じること。

14．湖沼、河川の水質浄化対策の強化と事業効率を上げるため、農業集落排水事業の一層の推進を図ること。

また、地域防災上の観点から、受益面積が小規模な「ため池」や「可動式取水堰等」の改修に対して適切な措置を講じること。

15．中山間地域及び山村・過疎地域、限界集落における農業、林業、畜産業の振興に対して積極的な支援を講じるとともに、農地保全や後継者対策などに対して財政的な支援を講じること。

また、中山間地域等直接支払制度については平成 22 年度以降も継続して実施すること。

16．農地・農業用施設災害復旧事業の採択要件を緩和すること。

17．野生鳥獣による農林作物の被害が激増しているため、防除対策の調査研究、防除、駆除、処理及び狩猟者の育成・確保対策の早急な実施に向けて必要な法整備を図るとともに、十分な財政措置を講じること。

18．農林水産省が実施する統計調査は、自治体の農林水産業の政策・施策立案のための基礎データとなるため、市町村別の農林水産業統計調査を継続すること。

19．森林整備等の推進について

(1) 森林整備保全事業計画を着実に推進すること。

(2) 美しい森林づくりに向け、関係省庁が連携を行うとともに必要な財政措置を講じ積極的に推進すること。

(3) 私有林の整備について、森林所有者が取り組みやすい有効な手法を導入すること。

(4) 森林整備のための担い手の確保、育成事業の推進を図るとともに、林業就業者に対する適切な支援を図ること。

- 20．山村地域の振興のため、平成 20 年度以降もふるさと農道緊急整備事業及びふるさと林道緊急整備事業を継続するとともに、農道・林道整備事業に必要な財政措置を講じること。
- 21．林業の振興を図るため、地域材の利用促進を図るとともに、需要拡大策に対する支援の充実を図ること。
- 22．W T O 水産物貿易交渉に当たっては、現行の輸入割当制度及び関税水準を堅持すること。
- 23．水産基本法に則り、水産業の経営安定対策の更なる推進を図ること。
また、漁港整備の推進のため、必要な財政措置を講じること。
- 24．漁業用燃油価格高騰により、厳しい経営状況にある漁業者に対し漁業経営の健全化を図るため、燃料油及び石油関連製品の価格安定と漁業者への支援措置を講じること。
- 25．漁業系廃棄物の処理対策及び再資源化に関する調査研究の更なる推進を図ること。
- 26．沿岸諸国との漁業交渉を強力に推進するとともに、民間漁業交渉に対する支援を強化すること。
- 27．輸入割当制度の規制対象外となる昆布等の水産加工品については、原料原産地表示を義務化するなど適切な措置を講じること。
- 28．漁業集落において低利用や季節により遊休化する漁港施設用地については、市営駐車場等として有効に利活用ができるよう柔軟な措置を講じること。

地域経済の振興等に関する要望

地域経済の振興及び活性化等を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

- 1．地域経済の回復を確実にするため、税制のあり方を含めた総合的な経済対策を実施すること。
- 2．中小企業対策について
 - (1) 中小企業の安定及び地域経済の活性化を図るため、中小企業等関連施策を強力に推進すること。
 - (2) 信用補完制度の見直しによる責任共有制度の導入にあたっては、中小企業への資金提供が円滑に行われるよう、金融機関への適切な指導・監督等を行うこと。
 - (3) セーフティネット保証制度については、十分な保証枠を確保するとともに、各種認定要件の緩和や指定手続の迅速化など、制度の充実に努めること。
- 3．政策金融機関再編に伴う機能維持等について
 - (1) 地域経済の自立的発展を促進するため、日本政策投資銀行の出融資機能について、維持・充実に努めること。

また商工組合中央金庫の中小企業に対する貸付の縮小などが行われないよう資金の十分な確保を行うこと。
 - (2) 国民生活金融公庫・中小企業金融公庫の設立目的及びこれまで果たしてきた役割を十分踏まえ、新政策金融機関については、民業補完機能の維持・強化を図ること。
- 4．企業誘致を促進するため、積極的な支援措置を講じること。
- 5．農村地域工業等導入促進法、半島振興法に基づく課税免除等に伴う減収補填制度の期限延長を図ること。

また、農村地域工業等導入促進法の適用要件については、実態に即

し見直しをすること。

- 6．原子力施設等に係る防災重点地域の範囲の拡大や、安全防災対策の充実強化を図ること。

また、原子力発電施設等周辺地域の一層の振興を図るため、原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法を継続すること。

- 7．屋上緑化事業等に対する財政支援措置を講じる等、省エネルギー対策事業の拡充を図ること。

- 8．自転車競技法・小型自動車競走法における競輪・オートレースの場外車券売場の設置について、地元自治体等の同意が要件とされるよう、法改正等の措置を講じること。